



第31回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、インターネットによる事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとさせていただきます。

今後の感染拡大の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページにて随時お知らせいたします。

当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>)

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
4階 桜の間

（ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第31回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	16
連結計算書類	33
監査報告	35

株式会社SRAホールディングス

証券コード：3817

議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」（５頁から15頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の３つの方法がございます。

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限

2021年 6月23日(水曜日)
午後 5時30分まで

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年 6月23日(水曜日)
午後 5時30分
到着分まで

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年 6月24日(木曜日)
午前10時
(受付開始予定時刻:午前 9時)

【株主総会に出席される場合の注意点】

- (1) ご来場の株主様におかれましては、必ずマスクをご着用願います。また、アルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- (2) 受付前で株主様の体温を測定させていただき、発熱が確認された場合や、激しい咳などの体調不良と見受けられる場合は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場内の座席の間隔を空ける措置をとらせていただきますので、例年よりも大幅に座席数が減少します。そのため、満席となった場合、入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

【インターネットの議決権行使にご協力ください】

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」及び「仮パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (3) スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されている「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

※セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネット利用環境や、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイト又はQRコードによるログインがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

【議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い】

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

【議決権プラットフォームをご利用いただけます】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

スマート招集をご利用いただけます



当社は、株主様と更なるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入しております。下記のURL又はQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



スマートフォン・タブレット・パソコン
からも招集通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3817/>



証券コード 3817
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長 鹿 島 亨

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面、又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、1頁から2頁の「議決権の行使等について」をご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう重ねてお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

感染拡大防止のため、会場内の座席の間隔を空ける都合上、例年よりも座席数が大幅に減少いたします。そのため、満席となった場合は入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

- 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案
第2号議案
第3号議案

第4号議案

取締役5名選任の件
補欠監査役1名選任の件
中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
職務執行の対価として取締役役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

以 上

(株主の皆様へのお願い)

- ・議決権行使書による議決権行使は、ご郵送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで事前に議決権を行使していただく際は、できる限りインターネットにより議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議事進行につき時間を短縮して行います。来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・本総会におけるその他の注意事項につきましては、同封の「第31回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」に記載しておりますので、併せてご一読願います。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めといたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

-
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載しております。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かしま とおる 鹿島 亨 (1952年7月28日)	1984年4月 株式会社S R A入社 1990年7月 SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 1996年6月 株式会社S R A取締役 2003年4月 同社代表取締役社長 2006年4月 同社執行役員社長 2006年6月 当社代表取締役社長（現任） 2016年6月 株式会社S R A代表取締役会長 （現任）	85,900株
2	おお くま かつ み 大熊 克美 (1963年4月11日)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年2月 株式会社A I T営業部長 2006年4月 同社取締役専務執行役員 2007年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社BT0事 業営業部長 2008年4月 株式会社A I T取締役副社長 2009年4月 同社代表取締役社長（現任） 2014年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 株式会社S R A取締役（現任） 2019年6月 当社常務執行役員（現任）	5,400株
3	[社外取締役候補者] なり かわ まさ ふみ 成川 匡文 (1952年9月6日)	1976年4月 東京電力株式会社（現東京電力ホール ディングス株式会社）入社 2002年4月 同社建設部土木建築技術センター 所長 2008年7月 東電環境エンジニアリング株式会社 （現東京パワーテクノロジー株式会 社）営業副本部長 2009年6月 同社取締役営業本部長 2011年9月 同社常務取締役 2015年6月 当社社外取締役（現任）	1,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	[社外取締役候補者] おおはしひろたか 大橋 弘 隆 (1952年1月24日)	1974年4月 三井造船株式会社（現株式会社三井E & Sホールディングス）入社 1998年3月 同社企画プロジェクト部長 2004年7月 同社先進機械システム統括部長 2005年4月 同社クリーンメカトロ事業室長 2008年4月 同社機械・システム事業本部本部長補佐 2009年4月 同社事業開発本部事業企画部長 2010年10月 長岡技術科学大学客員教授 2011年6月 三井造船株式会社（現株式会社三井E & Sホールディングス）理事 同社事業開発本部副本部長 2013年11月 同社理事海洋事業推進部長 2018年6月 三井E & Sシステム技研株式会社 シニアアドバイザー（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	一株
※5	[社外取締役候補者] ふじわらゆたか 藤原 豊 (1963年7月19日)	1987年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1994年4月 外務省在マレーシア日本大使館一等書記官 2004年7月 経済産業省商務情報政策局政策企画官 2006年7月 同省産業技術環境局環境経済室長 2011年7月 同省産業技術環境局技術振興課長 2014年4月 内閣官房地域活性化統合事務局次長 2016年6月 内閣府地方創生推進事務局審議官 2017年7月 経済産業省大臣官房審議官 2020年2月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）政策・渉外アドバイザー（現任） フロンティア・マネジメント株式会社顧問（現任） 一般財団法人未来を創る財団副会長（現任）	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。

4. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 鹿島亨氏は、代表取締役社長として、経営判断、経営執行、経営監督において十分な役割を果たしており、当社の企業価値・株主価値向上の実現及び当社の持続的な成長のため、引き続き取締役の任にあたるのが最適であると判断し、取締役候補者となりました。
 - (2) 大熊克美氏は、情報通信業における豊富な経営経験及び見識に加え、当社子会社代表取締役社長としての実績を活かし、取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
5. 各社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は次のとおりであります。
- (1) 成川匡文氏は、新規事業の開拓における幅広い見識と、豊富な経営経験を有しており、引き続き当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
 - (2) 大橋弘隆氏は、全社企画戦略及び新規事業開発部門において長年業務執行に携わり、また培ったメカトロニクス分野の技能を活かし大学の客員教授を務められる等豊富な経験と専門知識を有しており、引き続き当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
 - (3) 藤原豊氏は、国家公務員在職時に培った経済産業分野等における政策の企画立案・実施、特に諸制度の創設・改正を通じた制度面の専門知識と豊富な情報通信分野の経験を有し、退職後も一般企業において経営活動に適切な助言や指導を行う役職を務めており、こうした知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は直接経営に関与した経験はございませんが、社外取締役としての職責を十分に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
6. 成川匡文氏及び大橋弘隆氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって成川匡文氏が6年、大橋弘隆氏が2年となります。
7. 成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

8. 成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたことはありません。
9. 成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
10. 当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し、取締役候補者の提案を行っております。

取締役候補者選任基準

(1) 社内、社外取締役共通

- ① 経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
- ② 遵法精神に富んでいること

(2) 社外取締役に特有

- ① 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
- ② 出身分野における豊富な経験及び見識を有すること

11. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより社外取締役候補者である成川匡文氏及び大橋弘隆氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、藤原豊氏については選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等損害賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております（ただし、法令違反行為であることを認識して行なった行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

13. 当社は、社外取締役候補者成川匡文氏及び大橋弘隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、藤原豊氏は創業家の親族ですが、当社株式は直接保有しておりません。また、創業家は主要株主の基準である保有割合10%の基準にも該当しておらず、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、一般社団法人日本取締役協会が

公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めております。その中で特に重要な基準である「S R Aグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員又は使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度及びその前の3事業年度（つまり直近事業年度を含む過去4事業年度）におけるS R Aグループとの取引の支払額または受取額が、連結売上高の2%以上を占めている企業としております。

14. 当社の社外取締役、独立社外取締役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。
15. 当社は取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、独立社外取締役2名と代表取締役の計3名で構成し、社外取締役候補者である成川匡文氏が委員長を務めております。なお各候補者が取締役に選任され就任した場合は、同委員会は独立社外取締役3名と代表取締役の計4名による構成となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よし むら しげる 吉 村 茂 (1954年7月5日)	1977年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社 2006年2月 同社名古屋支店長 2007年10月 株式会社ディーエム情報システム(現日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社) 執行役員SS港南事業本部長 2008年11月 当社管理本部財務部長 株式会社SRAコーポレート本部財務部長 2010年4月 当社監査室長(現任)	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2021年3月31日)現在の株式数を記載しています。
3. 候補者は、監査役就任の際には、事前に当社及び株式会社SRAを退職いたします。
4. 吉村茂氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等損害賠償責任保険契約を締結しております。本議案が承認され、かつ監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当該保険契約の概要につきましては、本招集ご通知株主総会参考書類8頁(注)12.に記載のとおりです。

第3号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社グループは、第30期（2020年3月期）から第32期（2022年3月期）を対象年度とする中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員及び子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行したいと存じます。この新株予約権は、同計画の最終年度である第32期（2022年3月期）の連結経常利益目標値57億円以上又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値34億円以上を達成することを行使条件といたします。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合が最大でも1.3%とその希薄化率が軽微であり、本件ストックオプションの付与について相当であると判断しております。

なお、本議案承認の決議の効力は、後記の「第4号議案 職務執行の対価として取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が本株主総会で承認された場合に発生します。また、本議案は指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

1. 本総会の委任決議に基づいて取締役会が募集事項を決定できる新株予約権の内容、数の上限、対価及び名称

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個の行使に際して払い込むべき金額は、次により決定される1株当たりの行使価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③ 新株予約権の行使期間

2022年7月1日から2024年6月30日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- [1] 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- [2] 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から上記[1]に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡に関する事項
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
- 会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて取得することができる。
- ⑦ 組織再編時の新株予約権交付に関する事項
- 当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下、「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
- なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数及び行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

- [1] 新株予約権は、当社第32期（2022年3月期）の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が57億円以上又は親会社株主に帰属する当期純利益が34億円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- [2] 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員又は従業員でない者は、新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- [3] 新株予約権の相続は認めない。
- [4] 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とし、そのうち当社の取締役に割り当てる新株予約権の数は150個を上限とする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権にかかる株式数が調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の対価

金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第19回新株予約権

2. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

第4号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

当社の取締役は、「第1号議案 取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと5名（うち社外取締役3名）となります。取締役（社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として新株予約権を割り当てる場合の、その内容及び算出方法についてご承認をお願いするものであります。

新株予約権の内容は、前記の「第3号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」でご承認いただいたものとし、その算定方法は、2005年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、その他新株予約権の評価に関する会計規則等に定められた方法とします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が制限され、企業業績や雇用情勢等に多大な影響がありました。政府の各種政策により持ち直しの動きはあるものの、感染症の再拡大がみられるなど収束の見通しが立たず、景気の先行きは不透明な状況が続くと考えられます。このような事業環境のもと、当社グループは、以下の重点施策に取り組みました。

当社グループにおきましては、当連結会計年度を中期経営計画(2020年3月期～2022年3月期)の成長戦略(ビジネスモデルの変革、グローバルビジネスの拡大、デジタルトランスフォーメーション(以下、「DX」)への対応)を推進するための「展開の年」と位置付け、様々な施策に取り組みました。

開発、運用・構築及び販売事業におきましては、2019年度の成果をさらに拡大し、各業界における実績を活かし、DX関連ビジネスを広く展開するとともに、アジア地域におけるDX関連急成長企業との協業の具体化を進めてまいりました。さらに、DXを支えるAI、クラウド、ビッグデータ／アナリティクス、セキュリティ、さらにその総合技術であるIoTなどの先進技術と、当社グループが長年培ってきた基礎技術を組み合わせ、複数の業界においてDX関連ビジネスを推進してまいりました。

しかしながら、国内及び海外における新型コロナウイルスの感染拡大によって業績に大きく影響を受けたお客様も多く、当社グループのビジネスを取り巻く環境は当初の想定以上に厳しいものとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、運用・構築事業は増加したものの、開発事業及び販売事業が減少した結果、39,386百万円（前連結会計年度比9.8%減）となりました。

損益面におきましては、売上総利益はほぼ横ばいでしたが、販売管理費の効率化に努めた結果、営業利益は5,026百万円（前連結会計年度比1.6%増）となり、経常利益も5,268百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

また、特別損失（投資有価証券評価損等）の計上はあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は3,073百万円（前連結会計年度は612百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

◎当連結会計年度の事業別の営業の状況は以下のとおりです。

事業区分別売上状況

（単位：百万円、％）

事業区分	第30期（2020年3月期）		第31期（2021年3月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
開発事業	22,104	50.7	20,704	52.6
運用・構築事業	5,292	12.1	5,500	14.0
販売事業	16,245	37.2	13,181	33.4
合計	43,642	100.0	39,386	100.0

●開発事業

開発事業は、製造業向けが減少した結果、当事業の売上高は20,704百万円（前連結会計年度比6.3%減）となりました。

●運用・構築事業

運用・構築事業は、企業向けが増加した結果、当事業の売上高は5,500百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

●販売事業

販売事業は、株式会社A I Tの機器販売が大きく減少し、株式会社S R A及び海外子会社の機器販売も減少した結果、当事業の売上高は13,181百万円（前連結会計年度比18.9%減）となりました。

② 資金調達の状況

当社グループはキャッシュ・マネジメント・システムにより、グループ内資金を一元的に管理しております。

また、株式会社S R Aにおいては、資金調達の機動性及び安定性を確保し、より一層の財務基盤の強化を図るため取引金融機関6社との間で総額58億円のコミットメントライン契約を締結しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (自2017. 4. 1) 至2018. 3. 31)	第29期 (自2018. 4. 1) 至2019. 3. 31)	第30期 (自2019. 4. 1) 至2020. 3. 31)	第31期 (自2020. 4. 1) 至2021. 3. 31)
売 上 高(百万円)	39,410	40,793	43,642	39,386
経 常 利 益(百万円)	4,762	4,469	4,951	5,268
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,060	2,023	△612	3,073
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△) (円)	168.07	164.14	△49.68	249.12
総 資 産(百万円)	37,756	36,852	34,934	37,945
純 資 産(百万円)	21,438	21,375	20,052	22,489

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数によつて算出しております。

(3) 対処すべき課題

次期のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、依然として厳しい状況が続いており、持ち直しの動きは見られるものの再拡大によるリスクや、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。企業収益については引き続き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、企業価値並びに株主価値の向上を目指し、既存事業の基盤確立を図ると共に新規事業推進の核となるDXも強力に推進し、持続的な成長、収益性の向上、株主還元の更なる充実を図り、中期経営計画の達成に向け、以下の取り組みを行っております。

①成長戦略

[1] ビジネスモデルの変革

人月モデルから脱却し、「労働力」の提供から「価値」の提供への移行に取り組み、高付加価値・高収益モデルへのシフトを目指し、収益性の向上を図る。

[2] グローバルビジネスの拡大

- 1) 成長性の高い東南アジアを中心とした海外市場への展開
グループシナジーによる、東南アジア向けビジネスの創出
- 2) DX関連技術
特化したノウハウを持つ企業への投資、M&Aを実施
- 3) 「自社IP製品ビジネス×海外ビジネス」の推進

[3] DXへの対応

グループが保有している3つの強みを生かして、DXが扱う様々なデータに付加価値と新たなニーズを生み出し、DXのコア技術としてデータ関連サービスを提供する新事業を創出する。

DXにおけるSRAグループの強み

- 1) End-to-Endの統合力
- 2) 総合サポート力
- 3) 海外展開力

②中期経営計画での取り組み

- 〔1〕人材育成と活気ある組織づくり
- 〔2〕E S G（環境、社会、ガバナンス）への取り組み

③株主還元の更なる充実

- 〔1〕配当性向50%を目途に安定的な高配当を目指す
- 〔2〕R O Eの安定的かつ継続的に10%以上の確保

④新型コロナウイルス感染症対策

厚生労働省が公表した「新しい生活様式」に対応した働き方の新しいスタイル（テレワーク、会議のオンライン化等）に向け、引き続きI T技術の活用に取り組んでおります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 S R A	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株 式 会 社 A I T	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

- (注) 1. 出資比率の()は、子会社である株式会社S R Aの出資比率であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社S R A
特定完全子会社の住所	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,262百万円
当社の総資産額	8,385百万円

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容
開 発 事 業	○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソースソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運 用 ・ 構 築 事 業	○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販 売 事 業	○ライセンスを含めたパッケージソフトの販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○I T導入に関するコンサルティング・サービス

(6) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

当	社	本	社	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
---	---	---	---	-------------------

② 子会社の主要な事業所

株 式 会 社 S R A	本	社	東京都豊島区
	事	業	永代橋事業所（東京都江東区）
			中部事業所（愛知県名古屋市）
			関西事業所（大阪府大阪市）
株 式 会 社 A I T	本	社	東京都江東区

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
開 発 事 業	874名	23名増
運 用 ・ 構 築 事 業	266名	9名減
販 売 事 業	242名	34名減
全 社（ 共 通 ）	11名	3名減
合 計	1,393名	23名減

（注）1. 使用人数は就業人員で表示しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
11名	3名減	55.9歳	4.2年

（注）1. 使用人数は就業人員で表示しております。

2. 平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

(8) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

損害賠償請求の訴訟提起について

株式会社SRA（以下、「SRA」という。）は、三幸エステート株式会社（以下、「三幸エステート」という。）に対して、2015年8月25日、損害賠償請求の訴訟を提起しております。これに対して、2015年10月6日、三幸エステートはSRAを相手取って、東京地方裁判所に訴訟を提起しております。また、現在係争中であります。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,960,000株
- ② 発行済株式の総数 15,240,000株
- ③ 株主数 5,871名

④ 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 S R A	1,190	8.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,099	8.1
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	756	5.5
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	564	4.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	560	4.1
藤 原 園 美	450	3.3
丸 森 京 子	435	3.2
S R A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 員 持 株 会	377	2.7
三 菱 総 研 D C S 株 式 会 社	215	1.5
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	200	1.4
農 林 中 央 金 庫	200	1.4

(注) 持株比率は、自己株式（1,713千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

「新株予約権等の状況」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.sra-hd.co.jp/>)に掲載しております。

本招集ご通知においては、参考として概要を掲載しております。

(ご参考)

○当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	付 与 対 象 者	新株予約権 の 数	目的である 株 式 の 数	保有者数
第17回新株予約権 (2019年8月8日)	取締役(社外取締役を除く)	115個	23,000株	3名
第18回新株予約権 (2020年8月6日)	取締役(社外取締役を除く)	115個	23,000株	3名

(注) 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

○当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	付 与 対 象 者	新株予約権 の 数	目的である 株 式 の 数	交付者数
第18回新株予約権 (2020年8月6日)	当 社 使 用 人	113個	22,600株	6名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	544個	108,800株	44名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鹿 島 亨	株式会社S R A代表取締役会長
取締役 常務執行役員	石 曾 根 信	株式会社S R A代表取締役社長
取締役 常務執行役員	大 熊 克 美	株式会社A I T代表取締役社長
取 （社外取締役）	成 川 匡 文	
取 （社外取締役）	大 橋 弘 隆	
常 勤 監 査 役 （社外監査役）	山 際 貞 史	
監 査 役 （社外監査役）	吉 田 昇	
監 査 役 （社外監査役）	北 村 克 己	弁護士 北村総合戦略法律事務所代表 株式会社ネクスグループ社外取締役 明治機械株式会社社外取締役（監査等委員）

- （注）1. 常勤監査役の山際貞史氏は、東日本旅客鉄道株式会社の系列会社において代表取締役職を歴任し、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、企業経営の幅広い見識と豊富な経験を有すると評価しております。
2. 当社は取締役の成川匡文氏及び大橋弘隆氏、監査役の山際貞史氏、吉田昇氏及び北村克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	平 田 淳 史	管理本部長
執 行 役 員	小 林 俊 昭	財務経理統括責任者 管理本部財務・経理部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
新 延 正 憲	2020年6月24日	辞任	常勤監査役（社外監査役）

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

[1] 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55百万円 (10百万円)	50百万円 (10百万円)	4百万円 (一)	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	28百万円 (28百万円)	28百万円 (28百万円)	— (一)	4名 (4名)
合計 (うち社外役員)	83百万円 (39百万円)	79百万円 (39百万円)	4百万円 (一)	9名 (6名)

(注) 1. 上表には、2020年6月24日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 非金銭報酬等の内容は中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権であり、業績指標は総合的な収益力を示すものとして中期経営計画の計画値に基づく連結経常利益目標値又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値であります。交付の際の条件等は「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。なお、上表に記載の金額は第17回及び第18回ストックオプションの損益計算書計上額であります。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は0名)です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、2007年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は0名)です。

[2] 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して

は、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、取締役の報酬は役割と責任に応じて定めた基本報酬と中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成し、業績連動報酬として金銭の支給は行わない。

なお、社外取締役についてはその役割と独立性確保の観点から基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の枠内で役位、職責に応じて他社の水準、当社グループの業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、支給については金銭によるものとする。

c. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬については、株主価値と連動した中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして新株予約権を割り当てる中期経営計画連動型ストックオプションとする。

ストックオプションの指標については、総合的な収益力を示すものとして中期経営計画の計画値に基づく連結経常利益目標値又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値とし、定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の内容・算定方法の決定及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議を経た後、役位、職責、中期経営計画に対する貢献度等を勘案し、割り当て個数を決定するものとする。

なお、新株予約権に係る報酬等の額は、株主総会において決議された限度額の枠内とする。

また、新株予約権は中期経営計画達成を目的として付与し、行使条件で定めた目標値を達成した時のみ行使を可能とする。

d. 基本報酬、株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の構成については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値向上のインセンティブが働くものとなるよう、株主総会で決議された限度額の枠内で決定する。

株式報酬（ストックオプション）は中期経営計画と連動しており、目標値を達成した場合に行使価格で株式を購入することができるものであり、中期経営計画終了時における株価は変動しているため、予めその価値を定めることが出来ず、額について基本報酬との割合までは明示していない。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会にて審議し答申を得るものとする。上記委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定する。

なお、株式報酬は指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえ、取締役個人別の割り当て個数について取締役会で決議する。

[3] 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長鹿島亨に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当する職責について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

[4] 社外役員が親会社又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（注）当社には親会社がありませんので、親会社又はその子会社（当社及び当社の子会社を除く）から支払われた報酬額はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

[1] 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

独立社外監査役北村克己氏は、北村総合戦略法律事務所代表であり、株式会社ネクスグループの社外取締役及び明治機械株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。北村総合戦略法律事務所、株式会社ネクスグループ及び明治機械株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

[2] 当事業年度における主な活動状況

1) 社外取締役

氏 名	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
成川 匡文	14回中14回 (100%)	新規事業の開拓における幅広い見識と豊富な経営経験に基づき、取締役会において客観的な立場から質問、発言を行い、専門的見地から提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しました。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の議長を務め、役員の指名及び報酬に関する答申案の取り纏めを主導し、当社の経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きく貢献しました。
大橋 弘隆	14回中14回 (100%)	全社企画戦略及び新規事業開発分野における豊富な経験と専門知識を活かし、取締役会において客観的な立場から発言し、専門的見地から提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しました。 また、指名・報酬委員会の委員として役員の指名及び報酬に関する答申案策定に適切な助言や意見を述べ、当社の経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きく貢献しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2) 社外監査役

氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活 動 状 況
山際 貞史	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	2020年6月24日就任以降、会社経営に関する幅広い見識と豊富な経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。また、監査役会で定めた監査計画に従い、部門及び主要子会社の監査等を行うとともに、常勤監査役として、監査機能を十分に発揮しました。
吉田 昇	14回中13回 (93%)	11回中11回 (100%)	情報通信分野の見識と豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行いました。また、監査役会において定めた監査計画に従い、主要子会社の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
北村 克己	14回中14回 (100%)	11回中11回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査役会においても同様の見地から、主に内部統制について意見を述べ監査機能の維持・向上に貢献しました。

(注) 監査役山際貞史氏は、2020年6月24日開催の第30回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会出席回数が他の監査役と異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社及び株式会社SRAの監査報酬、並びに当社及び株式会社AITの会計処理に関する指導・助言業務委託料が含まれております。
2. 太陽有限責任監査法人は、株式会社SRAの会計監査人を兼任しております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社及び主要子会社である株式会社AITは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である「会計処理に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性の確保を図るための事業投資に積極的に取り組んでおります。中期経営計画においては、株主還元の更なる充実を図るため、「配当性向50%を目途に安定的な高配当」及び「株主資本の効率的活用の指標であるROEを継続的に10%以上確保」を目指しております。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、本業の業績を示す営業利益及び経常利益が業績予想値を上回ったことから、株主還元の更なる充実を図るため、期末配当金を1株当たり80円とし、年間配当金を普通配当120円といたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり配当金を120円（普通配当120円：中間配当40円、期末配当80円）と計画しており、この配当を実施した場合の配当性向は50.2%の見込みです。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,094	流 動 負 債	11,104
現 金 及 び 預 金	8,940	買 掛 金	3,622
受取手形及び売掛金	7,575	短 期 借 入 金	201
有 価 証 券	101	未 払 費 用	792
商 品 及 び 製 品	1,050	未 払 法 人 税 等	1,235
仕 掛 品	966	未 払 消 費 税 等	735
短 期 貸 付 金	3,288	前 受 金	3,361
未 収 入 金	2,599	賞 与 引 当 金	583
そ の 他	580	役 員 賞 与 引 当 金	60
貸 倒 引 当 金	△7	工 事 損 失 引 当 金	333
固 定 資 産	12,850	そ の 他	176
有 形 固 定 資 産	189	固 定 負 債	4,351
建 物	113	繰 延 税 金 負 債	117
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	35	退職給付に係る負債	3,983
そ の 他	41	役員退職慰労引当金	246
無 形 固 定 資 産	381	そ の 他	3
そ の 他	381	負 債 合 計	15,456
投資その他の資産	12,279	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	9,029	株 主 資 本	21,080
長 期 貸 付 金	912	資 本 金	1,000
繰 延 税 金 資 産	1,578	資 本 剰 余 金	4,702
差 入 保 証 金	400	利 益 剰 余 金	17,780
退職給付に係る資産	49	自 己 株 式	△2,402
そ の 他	334	その他の包括利益累計額	1,369
貸 倒 引 当 金	△7	その他有価証券評価差額金	1,513
投資損失引当金	△17	為 替 換 算 調 整 勘 定	46
資 産 合 計	37,945	退職給付に係る調整累計額	△190
		新 株 予 約 権	39
		純 資 産 合 計	22,489
		負債及び純資産合計	37,945

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,386
売上原価		29,882
売上総利益		9,503
販売費及び一般管理費		4,477
営業利益		5,026
営業外収益		
受取利息	180	
受取配当金	145	
為替差益	181	
受取補償金	30	
その他の	55	593
営業外費用		
支払利息	3	
証券代行事務手数料	16	
持分法による投資損失	306	
その他の	24	351
経常利益		5,268
特別利益		
投資有価証券売却益	97	
その他の	0	98
特別損失		
投資有価証券評価損	404	
その他の	5	409
税金等調整前当期純利益		4,956
法人税、住民税及び事業税	1,599	
法人税等調整額	284	1,883
当期純利益		3,073
親会社株主に帰属する当期純利益		3,073

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5月11日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じてグループ会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社S R Aホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役	山 際 貞 史	Ⓐ
（社外監査役）		
社 外 監 査 役	吉 田 昇	Ⓑ
社 外 監 査 役	北 村 克 己	Ⓒ

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.





株主総会会場ご案内図

- ・株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとさせていただきます。

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

池袋駅 ・JR ●山手線 ●埼京線 ・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線
・西武池袋線 ・東武東上線

- 1 南口 (徒歩約2分) 有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
- 2 JR線メトロポリタン口 (徒歩約1分) JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階。
- 3 西口 (徒歩約3分) 東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。
- 4 副都心線2a出口 (徒歩約3分) 2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。



問い合わせ先
株式会社S R Aホールディングス
☎03-5979-2666 (代表)

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取ってください。

